

公益社団法人松戸青年会議所 特定個人情報取扱規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人松戸青年会議所（以下「本会」という。）が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「法」という。）第1条に鑑み、個人情報管理規程第1条に基づく個人情報管理規程の特例として、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2章 定義

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項が定める住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定めるものをいう。

(5) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(6) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務）に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7) 本人 個人番号によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(8) 従業者 本会が雇用する従業員および本会の委嘱を受けた役員または出向者である個人をいう。

(9) 第三者 従業者以外の個人および本会の正会員・特別会員をいう。

第3章 特定個人情報等の取得

(利用目的の特定、変更)

第3条 本会は、特定個人情報等を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第4条 本会は、特定個人情報等を取得した場合は、あらかじめその利用目的を通知又は公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式等で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(取得の制限)

第5条 本会は、特定個人情報等を取得するときは、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 本会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報等を収集しないものとする。

(個人番号の提供の求めの制限)

第6条 本会は、番号法第19条各号に該当して特定個人情報の提供を受けることがで

きる場合を除くほか、他人に対し、個人番号の提供を求めないものとする。

（本人確認）

第7条 本会は、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定に従い、本人確認を行うものとする。

（安全管理措置）

第8条 本会は、特定個人情報等の取得に際し、第25条（委託先の監督）、第26条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第29条（従業員の監督・教育）、及び第33条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする

第4章 特定個人情報等の利用

（利用目的外の利用の制限）

第9条 本会は、第3条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報等を取り扱わないものとする。

2 本会は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って特定個人情報等を取得した場合は、継承前における当該特定個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報等を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて特定個人情報等を取り扱うことができるものとする。

（1）番号法第9条第4項の規定に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第10条 本会は、番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

（安全管理措置）

第11条 本会は、特定個人情報等の利用に関し、第25条（委託先の監督）、第26条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第29条（従業員の監督・教育）、第30条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）、第31条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）、及び第33条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第5章 特定個人情報等の保存

（特定個人情報等の保管）

第12条 本会は、番号法第19条各号に該当する場合を除くほか、特定個人情報等を保管しないものとする。

（データ内容の正確性の確保）

第13条 本会は、第3条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲内において、特定個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

（安全管理措置）

第14条 本会は、特定個人情報等の保存に関し、第25条（委託先の監督）、第26条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第29条（従業員の監督・教育）、第30条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）、第31条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）及び第33条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第6章 特定個人情報等の提供

（特定個人情報等の提供）

第15条 本会は、番号法第19条各号に該当する場合を除くほか、特定個人情報等を提供しないものとする

（安全管理措置）

第16条 本会は、特定個人情報等の提供に関し、第25条（委託先の監督）、第26条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第29条（従業員の監督・教育）、第30条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）、第31条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）及び第33条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第7章 特定個人情報等の削除・廃棄

（特定個人情報等の削除・廃棄）

第17条 本会は、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。ただし、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した場合には、保管を継続することができるものとする。

（特定個人情報等を誤って収集した場合の措置）

第 18 条 従事者は、誤って特定個人情報等の提供を受けた場合、自ら当該特定個人情報を削除又は廃棄してはならず、速やかに、第 20 条に定める事務取扱責任者、又は第 21 条に定める特定個人情報等管理責任者に報告しなければならない。

2 本会は、前項の報告を受けた際、第 32 条に従って、当該特定個人情報等をできるだけ速やかに削除又は廃棄した上で、その記録を保存するものとする。

(安全管理措置)

第 19 条 本会は、特定個人情報等の削除・廃棄に関し、第 25 条（委託先の監督）、第 26 条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第 29 条（従業者の監督・教育）、第 30 条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）、第 32 条（個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄）、及び第 33 条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第 8 章 組織及び体制

(事務取扱担当者・責任者)

第 20 条 本会は、別途定めるとおり、特定個人情報等を取り扱う事務の範囲を明確化し、明確化した事務において取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にした上で、当該事務に従事する従業者（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にするものとする。

2 本会は、別途定めるとおり、前項により定められた各事務における事務取扱責任者を明確にするものとする。

3 事務取扱責任者は、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の管理
- (2) 特定個人情報等を取り扱う保管媒体の設置場所の指定及び変更の管理
- (3) 特定個人情報等の管理区分及び権限についての設定及び変更の管理
- (4) 特定個人情報等の取扱状況の把握
- (5) 委託先における特定個人情報等の取扱状況等の監督
- (6) 特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の実施
- (7) 特定個人情報等管理責任者に対する報告
- (8) その他所管部署における特定個人情報等の安全管理に関する事項

(特定個人情報等管理責任者)

第 21 条 本会は、特定個人情報等の安全管理のため特定個人情報等管理責任者を定め、専務理事を特定個人情報等管理責任者とする。

2 特定個人情報等管理責任者は、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 特定個人情報等の安全管理に関する規程の承認及び周知
- (2) 事務取扱責任者からの報告徴収及び助言・指導
- (3) 特定個人情報等の適正な取扱いに関する事務取扱担当者に対する教育・研修の企画

(4) その他特定個人情報等の安全管理に関する事項

(苦情対応)

第2 2 条 本会は、特定個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、専務理事とする。

(従業員の義務)

第2 3 条 本会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又は兆候を把握した従業者は、その旨を事務取扱責任者又は特定個人情報等管理責任者に報告するものとする。

3 本規程に違反している事実又は兆候を把握した従業者は、その旨を事務取扱責任者又は特定個人情報等管理責任者に報告するものとする。

4 事務取扱責任者は、前2 項の報告を受けた際には、直ちにそれを特定個人情報等管理責任者に報告するものとする。

5 特定個人情報等管理責任者は、前3 項による報告の内容を調査し、本規程に違反する事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第9章 安全管理措置

第1 節 総則

(特定個人情報等の安全管理)

第2 4 条 本会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の安全管理のために、第2 節ないし第5 節に定める措置を講ずるものとする。

(委託先の監督)

第2 5 条 本会は、特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、委託先において番号法に基づき本会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについてあらかじめ確認した上で、原則として委託契約において、特定個人情報等の安全管理について委託先が講ずべき措置を明らかにし、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 委託先が特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託する場合には、本会の許諾を得るものとする。また、再委託が行われた場合、本会は、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかについて監督するものとする。

第2 節 組織的安全管理措置

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

第 2 6 条 本会は、特定個人情報等の取得、利用、保存、提供及び削除・廃棄等に当たっては、後に取り扱状況を確認できるように、適宜の方法で、特定個人情報の取扱状況が分かる記録を保存するものとする。取扱状況の記録には、個人番号を記載してはならない。

(情報漏えい等事案への対応)

第 2 7 条 本会が情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合には、特定個人情報等管理責任者は、速やかに、必要に応じて、以下の対応を行う。

- ・ 本会内部における報告、被害の拡大防止
- ・ 事実関係の調査、原因の究明
- ・ 影響範囲の特定
- ・ 再発防止策の検討・実施
- ・ 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- ・ 事実関係、再発防止策等の公表

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第 2 8 条 本会は、特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むため、監査責任者を任命し、少なくとも毎年1回、取扱状況を点検し、安全管理措置を見直す。

第 3 節 人的安全管理措置

(従業員の監督・教育)

第 2 9 条 本会は、特定個人情報等の安全管理のために、従業員および本会の正会員に対する必要かつ適切な監督・教育を行うものとする。

第 4 節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第 3 0 条 本会は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）において、壁又は間仕切り等の設置、及び事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等に努める。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第 3 1 条 本会は、取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、以下の措置を講じる。

(1) 特定個人情報等を取り扱う電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(2) 特定個人情報等を取り扱う機器は、離席時にロックする。

(3) 特定個人情報等を取り扱う電子媒体又は書類等を取扱区域から持ち出す場合には、事務取扱い責任者の承認を得なければならない。

(4) 本会が管理すべき特定個人情報等は、従業員の私物パソコン等で取り扱ってはならない。

(個人番号の削除又は廃棄の方法)

第3 2 条 本会は、個人番号を削除又は廃棄する際には、以下に従って、復元できない手段で削除又は廃棄する。特定個人情報等が記載された書類を廃棄する場合、焼却、溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用又は個人番号部分を復元できない程度のマスキングを行う。・特定個人情報等が記録された機器又は電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを利用するか、又は物理的な破壊を行う。・特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、データ復元用の専用ソフトウェア、プログラム、装置等を用いなければ復元できない手段で削除する。

2 本会は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体若しくは書類等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

第5 節 技術的安全管理措置

(技術的安全管理措置)

第3 3 条 本会は、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、以下の安全管理措置を講じるものとする。

(1) 特定個人情報等を取り扱う機器を特定する。

(2) 前号の機器を使用する事務取扱担当者を限定する。

(3) 適切なアクセス制御を行う。

2 本会は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、以下の措置を講じる。

・本会の情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。

・情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。

・機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。

3 本会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路の暗号化を行うよう努める。

第 1 0 章 特定個人情報等の開示、訂正等、利用停止等

（ 特定個人情報等の開示等）

第 3 4 条 本会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- （ 1 ） 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- （ 2 ） 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- （ 3 ） 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 特定個人情報等に係る保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し、書面により遅滞なく行うものとする。

（ 特定個人情報等の訂正等）

第 3 5 条 本会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 本会は、前項の規定に基づき求められた特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

3 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

4 本会は、前第 2 項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（ 特定個人情報等の利用停止等）

第 3 6 条 本会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データが第 9 条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第 5 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、又は第 1 5 条

の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人データの第三者への提供の停止（以下「第三者提供の停止」という。）を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 本会は、前項の規定に基づき求められた特定個人情報等に係る保有個人データについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 前条第3項及び第4項は本条に準用する。

第11章 雑則

（その他）

第37条 この規程の実施に必要な規則等は、別途定めるものとする。

附則

本規程は、平成29年1月1日から施行する。

平成29年1月1日 制定